



増田 ますだ

雅暢 まさのぶ

東京通信大学 名誉教授

所得再分配にも程がある

所得再分配とは、税制や社会保障制度を通じて、各個人が得た所得の一部を他の人々に配り直

りしてしまふ。また、税や社会保障料の負担が過度に重いと高所得者層や高利益企業の不満となり、高所得者層というが、中身は市町村住民税課税者であり、それほど所得が高くない人が多い。所得税負担により所得再分配に貢献しながら、社会保障料や自己負担の分野では税制以上に大きな所得再分配を余儀なくされる。所得再分配にも程があるのではないか。

すことをいう。所得税や社会保険料負担がその例で、貧困や所得格差を是正する。現代社会では所得再分配政策は肯定的に捉えられているが、度を過ぎた再分配は国民の間に不公平感を引き起こしたり、勤労意欲をそいだ

り、脱税や国外逃避を招いて、結果的に社会の活力を損なう。所得再分配は社会保障の機能の一つであるが、近年、所得再分配機能を強調しすぎて、かえって不公平や不満を招いているのではないかと感じて

た。厚生労働省では、24年度から、高齢者間の所得再分配機能の強化を理由に、13段階として最大で基準額の2・4倍の負担にしている。例えば、政令指定都市の中で最も水準が高い大阪市の場合、15段階として、基準額は年額11万988円だが、

第1号保険料は所得段階別保険料であり、制度発足当初の標準例は5段階で、第1、2段階は低所得者層、第3段階は基準額、第4、5段階は市町村住民税本人課税者層。最も高の第5段階の保険料は基準額の1・5倍であった。厚生労働省では、24年度から、高齢者間の所得再分配機能の強化を理由に、13段階として最大で基準額の2・4倍の負担にしている。例えば、政令指定都市の中で最も水準が高い大阪市の場合、15段階として、基準額は年額11万988円だが、